

限定提供データの規律の見直し

2022年10月

経済産業省知的財産政策室

1. 施行後3年見直しの要請と見直しの視点

- 平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直しの要請を踏まえ（※施行後3年（2022年7月）が目途）、制度創設時からの実務の進展、また、政府全体で推し進めるデジタル化の進展等を念頭に、現行法令の実効性を改めて検証し、指針の改訂による運用面の見直しを図る。

□ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）」

「一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、この法律による改正後の不正競争防止法の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じること。」

□ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）」

「一 本法施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。…」

指針改訂済

I 「限定提供データに関する指針」の見直し（運用面の見直し）

- 制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で、①解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、②今後、利用が増加すると考えられるデータPF・取引事業者が制度実装する際の論点に関する追記を検討。

II 制度（規律）の見直し

- 平成30年改正時に措置を見送った事項の検証とともに、運用面からみでの制度課題について検討。

2. 前回小委での検討結果（中間整理報告）

○制度創設時に措置を見送った事項の検討

- 平成30年改正時に、「保護と利用のバランス」を念頭におき、主に、取引の安全に配慮する観点から措置を見送った事項（（i）限定提供データ侵害の刑事罰化、（ii）限定提供データ侵害品の譲渡等規制、（iii）転得類型における重過失規制、（iv）悪意転換後の使用行為規制）について、制度施行後、新たにこれらの制度的手当を再検討すべき事情が生じているか、検討を行った。（1/31 小委）
- 結果として、現状では、**限定提供データの実装が進みつつある段階であることから、この段階で、上記、（i）～（iv）の制度的手当の再検討を進めることは、実務の混乱を招きかねないとして、いずれも、現時点では追加の手当は不要ではないか、との意見があった。**（※なお、限定提供データ侵害の刑事罰化のうち、日本国外で使用する目的での行為を刑事罰の対象とすることについては、経済安全保障等の観点から、検討することもあり得るのではないかととの意見があった。）

：本日ご議論いただきたい論点

○実務・制度実装の観点等から指摘されている課題

- 施行後、実務での制度実装の観点から、①「**秘密として管理されているものを除く**」要件（不競法第2条第7項）の妥当性、②善意取得者保護に係る適用除外規定（同法第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時について、制度見直し等の必要性について検討。
- **①「秘密として管理されているものを除く」要件**については、本要件のために、「営業秘密」と「限定提供データ」では、別々の管理態様が要求されているとも解釈され得ること等から、**将来の制度見直しが期待される**との意見が多くあった。加えて、まずは短期的に取り得る対応として、指針の内容を再検討することも考え得るとの指摘があった。
- **②「善意取得者保護に係る適用除外規定」**については、限定提供データの転得者の取引の安全、元の限定提供データ保有者の保護のバランスを踏まえ、制度実装を行っている事業者によるニーズ・個別事案等の状況も勘案しつつ、**適切な制度の在り方について検討を進める。**

論点①

論点②

3. 論点①「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法第2条第7項）の見直し

- 不競法第2条第7項は、「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目し、両者の重複を避けるため、「営業秘密」を特徴づける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外している。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（略）

- 7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（**秘密として管理されているものを除く。**）をいう。

（略）

4. 論点①に関する前回小委及びパブリックコメントでの主なご意見

- 限定提供データと営業秘密の2つの管理体制を独立に構築することは負担が大きい。結果として営業秘密として保護されなかった場合に限定提供データとしての保護を期待したいが、努力して秘密管理を重ねて施すと両方の保護を一切失ってしまう、このような懸念を感じる。
(1/31 小委)
- 秘匿を前提とする営業秘密制度に加えて、安心してデータを共有できる環境整備のために限定提供データ制度を創立した趣旨を考えると、2つの制度の両立をしないことには、何のためにつくった法律か分からない。(1/31 小委)
- 不正競争防止法第2条第7項の「限定提供データ」に「秘密として管理されているものを除く」という要件が設けられていることの当否については、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が認められて然るべきであり、立法的解決を図るか、少なくとも「限定提供データに関する指針」や「秘密情報の保護ハンドブック」における説明を工夫することが望ましい。
(パブリックコメント)
- 「秘密として管理されているものを除く」ではなくて、「営業秘密を除く」とすればよいのではないか。(1/31 小委)

(参考)「秘密として管理されているものを除く」～限定提供データに関する指針の改訂～

- 『限定提供データに関する指針』において、営業秘密と限定提供データ両制度による保護の両立を妨げるようにも解し得る記載が存在したが、両制度による保護を見据えた情報管理はむしろ推奨されるべきことから、前回小委後の令和4年5月に、以下のとおり改訂を行った。

5. 「秘密として管理されているものを除く」について

「秘密として管理されている」（秘密管理性）とは、「営業秘密」（法第2条第6項）の要件である。「営業秘密」に係る規律は、事業者が秘密として管理する情報の不正利用からの保護を目的とする一方、「限定提供データ」に係る規律は、一定の条件を満たす特定の者に提供する情報の不正利用からの保護を目的とする規律である。

本規定の趣旨は、このような「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目し、両者の重複を避けるため、「営業秘密」を特徴づける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外することにある。もともと、この趣旨は、法適用の場面において、2つの制度による保護が重複して及ばないことを意味するにすぎず、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない。

経済産業省『限定提供データに関する指針 平成31年1月23日（最終改訂：令和4年5月）』より抜粋

しかしながら、依然として「秘密として管理されている」が、「公然と知られている（公知な）情報については、不競法第2条第7項の要件により、限定提供データとしての保護を受けず、また、公知情報であるが故に営業秘密としての保護も及ばないという保護の間隙は解消されていない。

5. 論点① 現行制度における保護の間隙

- 限定提供データに係る規律では、営業秘密と限定提供データの両制度による保護の重複を避けるために、限定提供データの保護対象から、営業秘密を特徴づける「秘密として管理されているもの」を除外している（不競法第2条第7項）。
- このため、「秘密として管理されていない」が「公然と知られている」情報は、限定提供データの保護が及び得ることとなる。一方で、「秘密として管理されている」が「公然と知られている（公知な）情報」は、「秘密として管理されている」ため限定提供データとしての保護を受けることはできず、また、公知情報であるため営業秘密としての保護も及ばない。

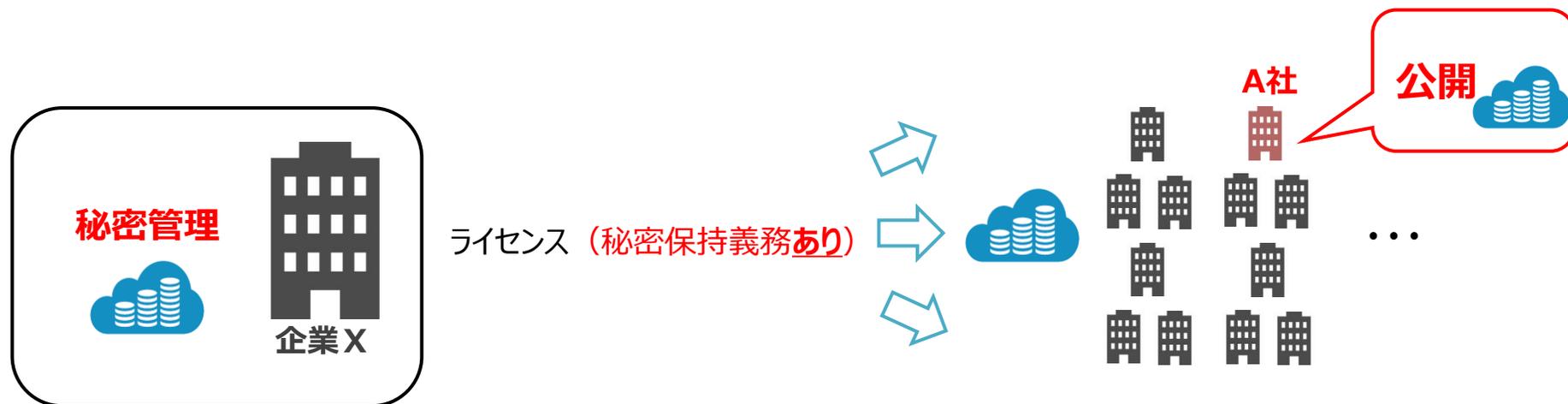
		管理実態	現行法	改正案① (営業秘密を除く)	改正案② (要件削除)
秘密管理されている情報	非公知な情報	営業秘密	営業秘密	営業秘密	営業秘密
	公知な情報	限定提供データ	※隙間	限定提供データ	限定提供データ
秘密管理されていない情報	非公知な情報		限定提供データ		
	公知な情報	限定提供データ	限定提供データ	限定提供データ	

データに関し、保護の隙間が生じてしまっている。

不競法第2条第7項を改正し、限定提供データの保護範囲について、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める（改正案①）、又は「秘密として管理されているものを除く」要件を削除する（改正案②）ことかどうか。

(参考)「秘密として管理されている」が、公知な限定提供データの具体例

企業Xは、秘密として管理しているデータについて、秘密保持義務を課した上で他社へのライセンスを始めた。ところがある時点で、ライセンス先であるA社が当該秘密保持義務に違反して、当該データを公開し、当該データは公知となってしまった。



現行法の限定提供データの定義では、上記データは、企業Xが秘密として管理しているため限定提供データとして保護されず、また公知であるため（上記データがA社によって公開されてしまったため）営業秘密としても保護されない。一方、上記データは、企業Xが秘密として管理していなかった場合には限定提供データとして保護されることになる。

6. 論点②転得類型における善意取得者保護に係る適用除外（不競法第19条第1項第8号イ）の善意の判断基準時

- 不競法では、転得者の取引の安全を保護するために、取得時に不正な行為の介在等を知らずにデータを取得した転得者（善意転得者）について、適用除外規定（第19条第1項第8号イ）を整備。
- 具体的には、取引によって、限定提供データを取得した善意転得者が、取引によって取得した権原の範囲内で行う開示行為を適用除外としている。

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

（略）

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によって限定提供データを取得した者（**その取得した時**にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

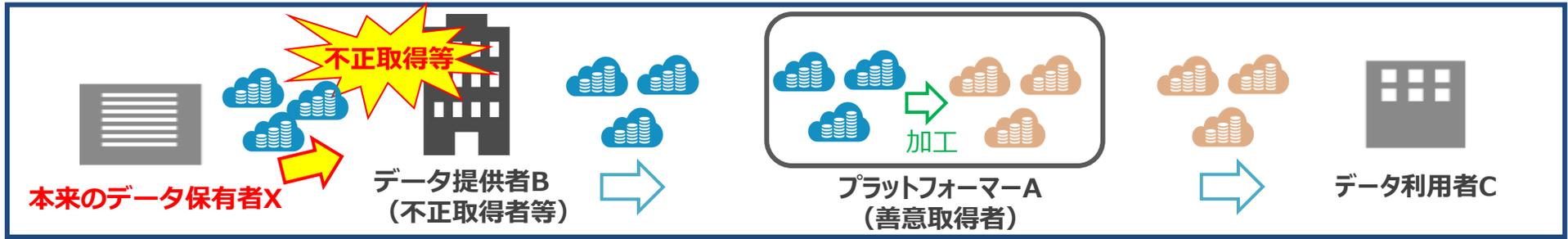
（略）

7. 論点②に関する前回小委及びパブリックコメントでの主なご意見

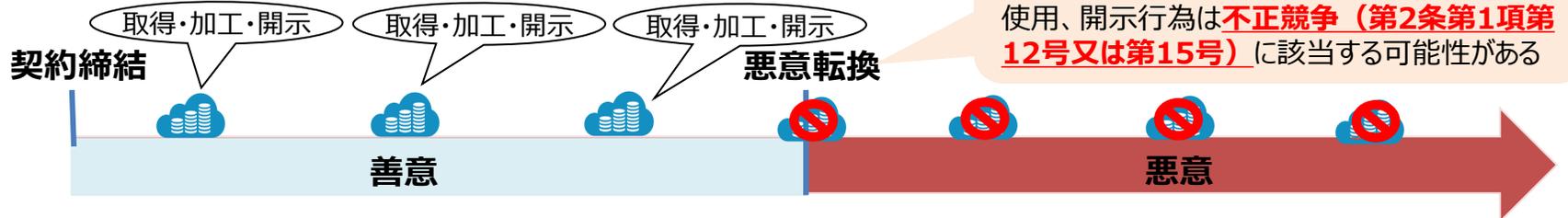
- データ流通プラットフォームなどにより、データ流通のサプライチェーンは長く複雑になり、不正行為の介在を知ることはより困難になる。他方、警告状が送付されることによって、転得者は比較的容易に悪意に陥ってしまい、それによって、データの継続的な開示が途切れることは好ましくなく、取引の安全を凶るべき。善意の判断基準時を契約締結時に修正することは解決方法の一つと考える。（1/31 小委）
- 「善意取得者保護に係る適用除外規定の善意の判断基準時」について、「転得者の善意・悪意の判断基準時を契約締結時と整理すべきではないかとの意見」及び「営業秘密…についても同様の整理が必要ではないかとの意見」並びに「適切な制度の在り方について検討を進める（こと）」に賛成する。（パブリックコメント）
- 後から悪意にはならないということになると、とりあえず基本契約を締結し、実際に対価は個別の契約、注文書などで支払うといったことが好まれるようになるのではないか。そうすると、法律上の規定の意味が薄くなってしまう可能性があるのでは。むしろ契約条件において問題のないデータであるということを保証してもらい、その保証に反することが判明した時点で契約を終了し、損害賠償を請求する等を契約上明記していくことで、適切なデータが国内で流通されるようにするというような施策の考え方のほうがよいのではないか。（1/31 小委）
- 本来の保有者と再契約すればいいのではないか。善意取得者が過度に不利な状況になるのかというのが少し疑問。例えば、契約期間が長い期間残っていたとすると、本来の所有者には逆に酷なことになるのではないか。（1/31 小委）

8. 論点②：現行法と善意の判断基準時を改めた場合の比較

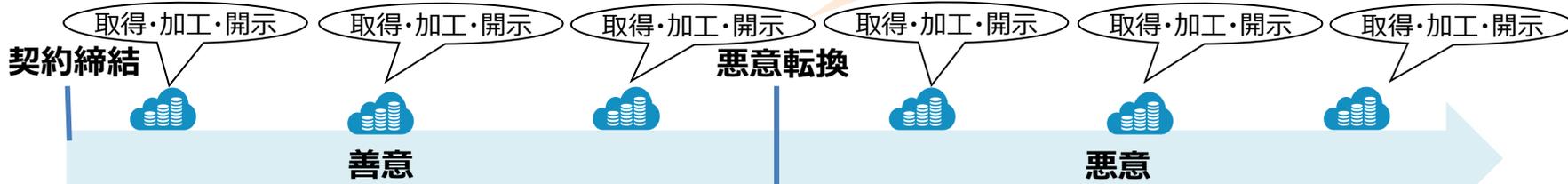
- プラットフォームAは、データ提供者Bとの間で継続的なデータ提供契約を締結したうえ、取得したデータを加工等してさらにデータ利用者Cに提供するサービスを行っていた。データ提供契約の契約期間中に、Bから提供されるデータはBが本来のデータ保有者であるXから不正取得又は不正開示行為が介在したデータであったことが判明した場合、善意の判断基準時を現在のデータ取得時から契約締結時に改めると、現行法と比較し以下の差異が生じる。



現行法（善意の判断基準時はデータ取得時）



善意の判断基準時を契約時に改めた場合



9. 論点②：善意の判断基準時を改めた場合のメリット・デメリット

		メリット	デメリット
現行法	データ保有者	<ul style="list-style-type: none"> データの不正流通の拡大を防ぎ、データに関する投資回収の機会を確保することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> データ保有者から差止請求等がなされ、PFの事業継続に支障を来すおそれがある。 データ利用者との間で契約違反を起こす可能性がある。 継続的なデータの利用ができなくなり、データ利用者の事業継続に支障を来すおそれがある。
	プラットフォーム（善意取得者）		
	データ利用者		
善意の判断基準時を契約時に改めた場合	データ保有者		<ul style="list-style-type: none"> データに関する投資回収の機会が低下・喪失される。 ➤ データの提供を躊躇し、データ流通を萎縮させてしまう可能性がある。
	プラットフォーム（善意取得者）	<ul style="list-style-type: none"> データ利用者に対する継続的なデータ提供が保証される。 	
	データ利用者	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームから継続してデータ提供を受けることが可能となる。 	

<事務局によるヒアリング結果概要>

- 現状は、限定提供データ制度の周知・普及とともにこれに関連する契約の実装が進みつつある段階であり、現時点ではまだ限定提供データに関する裁判例や実際のビジネス上でのトラブル事例も特に見当たっておらず、前提となる善意の判断基準時を改めることに慎重な意見も見受けられる。
- データ保有者の観点で見ると、安心してデータ提供を行うことができない懸念から、データ提供を控えてしまい、その結果、データの流通を萎縮させてしまう可能性もある。

データ流通の発展段階であり、データの流通促進が重要である状況を踏まえ、善意の判断基準を「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、今後の裁判例や実ビジネスの動向等を注視するなど引き続き将来課題として検討を継続していくことかどうか。